

国民健康保険・後期高齢者医療制度の各種サービス

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度では、加入者が病院にかかったときの医療費を負担するほか、いろいろな給付サービスがあります。

これらのサービスを受けるためには、世帯主や病院にかかった人からの申請が必要です。該当する場合には、早めに手続きを行ってください。

健康保険課国保・年金係 ☎ 8 2 7 1 (市役所1階)



高額療養費の支給

1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。
※国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者の年齢等によって、限度額や計算方法等が異なります。

入院時食事負担額の差額支給

市民税非課税世帯の人が、入院時に1食あたり360円(定額)の食事代を負担した場合は、申請によって基準額との差額の払戻しを受けることができます。

出産育児一時金

国民健康保険加入者が妊娠12週以上で出産(死産・流産を含む)した場合は、出産一時金が支給されます。

インフルエンザ予防接種

国民健康保険被保険者(65歳未満)が、インフルエンザ予防接種に係る費用を医療機関に支払った場合、1,000円(1人1年に1回まで)を助成します。
※接種期間は10月から翌年1月末までです。
※申請の受付は翌年4月末までとなります。

申請に必要なもの

- 国民健康保険制度の場合 保険証・印鑑・世帯主名義の通帳・個人番号が分かるもの・その他の指定する書類
 - 後期高齢者医療制度の場合 保険証・印鑑・本人名義の通帳・個人番号が分かるもの・その他の指定する書類
- ※医療機関等への支払い、出生、死亡の翌日から2年を過ぎると、申請及び請求ができませんのでご注意ください。
(インフルエンザ予防接種助成金の申請は接種した翌年4月末までの受付です)

はり、きゅう、マッサージの施術料

市の指定した施術所で、はり、きゅう等の治療を受けた場合には、施術料の一部(1日1回900円、月5回が限度)を補助します。なお、加入者は補助額を差し引いた額を施術所で負担することになります。
※指定施術所は健康保険課までお問い合わせください。

コルセット等の治療用装具代

医師が必要と認めた治療用装具の代金は、全額を支払った後で自己負担額を超えた金額の払戻しを受けることができます。

葬祭費

国民健康保険加入者や後期高齢者が亡くなったときは、喪主に葬祭費が支給されます。

一部負担金の減免・徴収猶予

震災、風水害、火災等の災害によって死亡又は資産に重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等によって収入が著しく減少したときは、本人からの申請で医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免を受けることができます。(収入額には基準があります)

交通事故などにあったときは

交通事故で相手がいる場合など、第三者の行為によってケガや病気をした場合には、患者が負担する額(窓口負担額)以外の費用は、事故の相手方など、加害者が負担することとなっています。

■届出に必要なもの
第三者行為による傷病届・事故証明書・印鑑・個人番号が分かるもの・その他の指定する書類
※届出に必要な書類は健康保険課に備え付けています。

DVで悩んでいませんか？

11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは
配偶者やパートナーなど、親しい関係にある人から振られる暴力を意味します。その被害は身体だけでなく、心にも大きな影響を及ぼします。

- 身体を傷つける**
殴る、蹴る、物を投げつける、髪を引っ張る、引きずり回すなど
- 心を傷つける**
大声で怒鳴る、相手の言動を細かくチェックする、無視する、生活費を渡さない、殴るそぶりをして脅すなど
- 性的に傷つける**
見たくないのにポルノ雑誌を見せる、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

暴力を受けることは、女性にとって「我慢すること」でも「恥ずかしいこと」でもありません。下記の相談所にご相談ください。また、DVで困っている人が周りにいたら紹介してください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所
(平日)午前9時~午後9時
(土・日曜日、祝日)
午後1時~5時、午後6時~9時
☎097-544-3900

アイネス(女性総合相談)

女性の悩みや問題に対する助言・情報提供
(平日)午前9時~午後4時30分 ※祝日を除く。
☎097-534-8874

DV、ストーカーなど

警察安全相談

大分県警察本部広報課
(平日)午前9時~午後5時45分
☎097-534-9110
☎097-537-4107

日田警察署生活安全課
(平日)午前9時~午後5時45分
☎2131

知っていますか？ パープルリボン運動

パープルリボン運動は、1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動です。今では国際的な広がりを見せ、40か国以上でパープルリボンをシンボルとする運動が展開されています。
このリボンには「あなたはひとりではないよ」というメッセージが込められています。

職場でのセクハラ・性別による差別的扱い

大分労働局雇用均等室

(平日)午前8時30分~午後5時15分
☎097-532-4025

女性の人権問題全般

女性の人権ホットライン

大分地方方法務局
(平日)午前8時30分~午後5時15分
☎0570-070-810

【強化期間】11月13日(月)~19日(日)
(11月13日~17日)午前8時30分~午後7時
(11月18日・19日)午前10時~午後5時

男性の人権問題全般

アイネス(男性相談員が応じます)
(平日)午前9時~午後4時30分
※祝日、年末年始を除く。
☎097-534-8614

まちづくり推進課市民協働・男女共同参画推進係 ☎ 7 5 1 5 (市役所6階)